



# 長野県報

8月23日(月)  
平成22年  
(2010年)  
第2193号

## 目次

### 告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定  
(健康長寿課介護支援室) ..... 1

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事務所の所在地変更の届出(障害者支援課) ..... 2

林道事業補助金交付要綱の一部改正(信州の木振興課) ..... 2

保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課) ..... 2

平成15年12月18日付け長野県内水面漁場管理委員会指示第2号による指示の廃止(内水面漁場管理委員会事務局) ... 3

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) ..... 3

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) ..... 3

特定調達契約に係る落札者の決定(3件)(管財課) ..... 4

平成23年度長野県看護大学学生の募集(医療推進課) ..... 5

技術専門校の平成23年度の訓練生の募集(人材育成課) ..... 8

漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸畜産課) ..... 12

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課) ..... 13

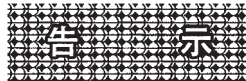
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課) ..... 13

土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課) ..... 14

開発行為に関する工事の完了(建築指導課) ..... 14

道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施(東北信運転免許センター) ..... 15

一般競争入札(高校教育課) ..... 16



### 長野県告示第521号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成22年8月23日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者  
通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
あさひ福祉サービス株式会社	宅老所みなみまた	長野市大字稲葉2608番地1	平成22年8月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社ケアマネジメント彩	合同会社ケアマネジメント彩	木曾郡上松町大字上松959番地4	平成22年8月16日

3 指定介護予防サービス事業者  
介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
あさひ福祉サービス株式会社	宅老所みなみまた	長野市大字稲葉2608番地1	平成22年8月16日

健康長寿課介護支援室

## 長野県告示第522号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターからその事務所の所在地を変更する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年8月23日

長野県知事 村井 仁

名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	伊那市伊那1499番地7	伊那市山寺298番地1	平成22年8月2日

障害者支援課

## 長野県告示第523号

林道事業補助金交付要綱（昭和34年長野県告示第633号）の一部を次のように改正し、平成22年度の補助金から適用します。

平成22年8月23日

長野県知事 村井 仁

第2第1項の表の道整備交付金事業の項に次のように加える。

農山漁村地域整備交付金事業	森林環境保全整備事業の項及び森林居住環境整備事業の項の経費の欄に準ずる。	森林環境保全整備事業の項及び森林居住環境整備事業の項の補助率欄に準ずる。
---------------	--------------------------------------	--------------------------------------

信州の木振興課

## 長野県告示第524号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月23日

長野県知事 村井 仁

- 保安林予定森林の所在場所  
飯田市龍江1477の1、1496、1497、1500の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第525号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月23日

長野県知事 村井 仁

- 保安林予定森林の所在場所  
飯田市南信濃八重河内1663、1666
  - 指定の目的  
水源のかん養
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南信濃八重河内1666
      - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第526号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月23日

長野県知事 村井 仁

- 保安林予定森林の所在場所  
飯田市南信濃八重河内1667
  - 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐は、択伐による。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第527号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字重り1160
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第528号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年 8月23日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上水内郡飯綱町大字倉井字放場2331、2332、2380の2、2382のイ、2382のロ
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

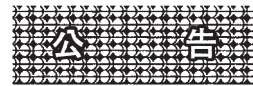
#### 長野県内水面漁場管理委員会指示第12号

平成15年12月18日付け長野県内水面漁場管理委員会指示第2号による指示は、廃止します。

平成22年 8月23日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖 野 外輝夫

内水面漁場管理委員会事務局



#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年 8月23日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成22年 8月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人武石子育て支援を考える会
- 3 代表者の氏名  
下 村 聖
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市下武石413番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、武石地域において、子育て・子育て支援活動を通して子育て支援ネットワークの構築を図り、未来を担う子どもたちが心身ともに健康に育つための「地域まるごと子育て支援」に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年 8月23日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成22年 8月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あづみ野
- 3 代表者の氏名  
渡 辺 義 昭
- 4 主たる事務所の所在地  
安曇野市豊科4932番地 1 西山第2ビル303号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、主に精神の障害や病気を持っている方等が安心して生活できるグループホームやケアホームの運営と、保健福祉に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせる地域作りを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室